

議案第40号

第24回MOA美術館墨田児童作品展入賞者に対する表彰状の交付について

上記の議案を提出する。

平成30年12月7日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり授与する。

(提案理由)

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要がある。

平成30年12月7日

第24回MOA美術館墨田児童作品展入賞者に対する表彰状の交付について

- 1 事業名
第24回MOA美術館墨田児童作品展
- 2 主催者
MOA美術館墨田児童作品展実行委員
- 3 開催日
平成30年12月22日から12月23日まで
- 4 展示会場
墨田区役所ロビーアトリウム
- 5 受賞者
(1) 教育長賞
白石 彩華(しらいし あやか)
(2) 教育委員会賞
高石 紅羽(たかいし いろは)
- 6 根拠規定
墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第2条第1項第5号

議案第41号

墨田区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成30年12月7日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、関係規則の一部改正を行う必要がある。

改正概要

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則（昭和43年墨田区教育委員会規則第4号）の一部改正

1 改正の趣旨

（1）未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

子ども・子育て支援法施行令の一部改正（政令第249号）により、未婚のひとり親であって、これを地方税法上の寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されないこととなる者について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限が、その他の市町村民税を課されない者の負担上限月額と同等となるよう所要の措置を講ずることになったこと、また、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正（平成30年8月31日 内閣府令第42号）により、未婚のひとり親であって、これを地方税法上の寡婦等とみなした場合に特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなすこととなったことから、墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）を一部改正する。

（2）都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について

地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律による改正後の地方税法において、平成30年度分の税率から、指定都市に住所を有する者について、道府県民税は2%、市民税は8%（指定都市以外に住所を有する者については、従来どおり道府県民税4%、市民税6%）に改められたところ、指定都市に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにもかかわらず特定教育・保育施設等の利用者負担上限が異なることのないよう、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正（平成30年8月31日 内閣府令第42号）し、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定することになったことから、条例施行規則を一部改正する。

2 改正の概要

（1）未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について

次のとおり条例施行規則第3条第2項を改める。

第3条第2項中の「児童扶養手当を受給する婚姻歴のないひとり親である」を「次の各号に掲げる者に該当する」に改め、「地方税法第292条第1項第11号」の後に「イ」を加える。

次の項目を条例施行規則第3条第2項に新設する。

(1)地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において、同号イに該当する者

(2)地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において、同号に該当する者

(2) 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について

次のとおり条例施行規則の第3条に第3項を新設する。

3 条例別表の規定の適用について、1月1日（4月から8月までの月分の利用者負担額の算定にあつては前年1月1日）の現在、指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）に住所を有する者の所得割の額を算定する場合には、当該者を墨田区の区域内に住所を有する者とみなし、所得割の額を算定するものとする。

3 施行日

公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則（昭和43年墨田区教育委員会
規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（所得割の額の算定等）</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 保護者等が次の各号に掲げる者に該当する<u>場合の条例別表の規定の適用については、当該保護者等を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。</u></p> <p>(1) <u>地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において、同号イに該当する者</u></p> <p>(2) <u>地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において、同号に該当する者</u></p> <p>3 <u>条例別表の規定の適用について、1月1日（4月から8月までの月分の利用者負担額の算定にあつては前年1月1日）現在、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）に住所を有する者の所得割の額を算定する場合には、当該者を墨田区の区域内に住所を有する者とみなし、所得割の額を算定するものとする。</u></p> | <p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 保護者が<u>児童扶養手当を受給する婚姻歴のないひとり親である場合の条例別表の規定の適用については、当該保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなす。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> |

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

議案第42号

平成31年度における主要な教育課題について

上記の議案を提出する。

平成30年12月7日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり決定する。

(提案理由)

平成30年度の実績を踏まえ、平成31年度における各幼稚園・小中学校の教育方針、教育課程の編成及び具体的な教育活動に反映させるため、特に重点的に取り組むべき課題を決定する必要がある。

平成31年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

1 確かな学力の定着と向上

(1) 授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 墨田区学習状況調査結果の分析による課題等を踏まえた授業改善を行い、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせること。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの**視点に立った**授業改善を行うことを通して、学びに向かう力や思考力、判断力、表現力等を育てること。
- ・ 習熟度に合わせた指導を**徹底し**、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、反復学習を行い学習内容の定着を図ること。
- ・ ICT機器を効果的に活用し、「**分かる**」、「**できる**」授業を展開すること。**また、児童・生徒の論理的思考力を高めること。**
- ・ 放課後や長期休業中の補習等を充実させるとともに、**保護者の協力のもと**家庭学習の習慣化を図ること。

(2) 幼保小中一貫教育の推進

- ・ 幼稚園・こども園・保育所から中学校卒業までを見通した指導や幼児・児童・生徒**同士の交流**及び教員**同士の連携・協働を進める**こと。
- ・ 各ブロックの教育課題を踏まえた目標を設定し、その実現を目指すこと。
- ・ 就学前から義務教育への丁寧な引継等、円滑な接続を行い、一貫した指導の推進を図ること。

(3) 英語力向上を図る取組の推進

- ・ 英語教育の一層の充実を図り、英語による**コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力**を身に付けさせること。

(4) 国際理解教育の推進

- ・ 各教科等の学習を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、国際理解を深めること。
- ・ 中学生の海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等を通して、将来国際社会で活躍することのできる人材を育成すること。また、帰国後の報告会等で成果を広めること。

2 豊かな心と体力の向上に向けた取組の推進

(1) 人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育を充実させ、幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高める取組を推進すること。
- ・ **幼児・児童・生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に表すことができるよう指導を行うこと。**
- ・ 「**特別の教科 道徳**」において、物事を多面的・多角的に考える**学習活動を展開し**、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること。また、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図ること。

(2) いじめ・不登校への対策強化

- ・ 「**墨田区教育委員会いじめ防止プログラム(平成30年改定)**」に基づき、「**学校いじめ防止対策基本方針**」を策定し、**家庭・地域の理解・協力のもと**いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- ・ 日頃からいじめをしない、させない、許さないとの意識を高めるとともに、家庭・地域との連携を図ることと、いじめ防止の取組を推進すること。
- ・ 「**心の居場所づくり**」、「**絆づくり**」を踏まえた学級経営を行い、不登校の未然防止に努めること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の**見られる**児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼保小中で情報を共有し組織的に対応するとともに、SCやSSW、適応指導教室等を積極的に活用し、未然防止・早期学校復帰を図ること。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「**体力向上プラン**」を策定し、「**一校(園)一取組**」運動を充実させること。
- ・ 授業・行事等における運動量を確保し、体力向上の取組を継続的に行うこと。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 「**障害者差別解消法**」に基づき、**障害のある幼児・児童・生徒に対し、その状況に応じた合理的配慮を提供**すること。

- ・ 通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、特別支援教育について、保護者の理解を一層深めること。
- ・ 副次的に学籍を置く児童・生徒との直接及び間接的な交流を実施し、相互に助け合う気持ちや思いやり等、豊かな心の育成を図ること。
- ・ 外国につながるのある児童・生徒の文化的背景・生活習慣を踏まえた指導を行うこと。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター(中学校)」と連携し、日本語指導等の充実を図ること。

3 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- ・ 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を充実することで、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにすること。

(2) 安全・防災教育の推進

- ・ 「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を発達の段階に応じて身に付けられるようにすること。
- ・ 東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育を推進し、様々な状況を想定した訓練を実施する等、学校としての災害対応能力を高めるとともに、危機管理能力を高めること。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- ・ 学校図書館の一層の活用を図り、区立図書館と連携し、読書活動を推進することで読書に親しむ児童・生徒を育て、基礎となる言語能力を育成すること。

4 文化・スポーツ活動の取組の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等を学習し、運動への興味・関心を高めること。
- ・ 日常的な実践での健康増進に向けた取組の充実や、地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす特色ある取組を通し、オリンピック・パラリンピック教育を計画的に推進すること。

(2) 郷土文化に関する教育の充実

- ・ 北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶこと。また、地域や地域に関わる人物に関する授業を通して、郷土愛を深めること。
- ・ 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や空襲体験者から話を聞く学習等を通して平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図ること。

5 学校マネジメントの強化

(1) カリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 各教科等の教育内容を学校(園)の教育目標、経営方針、研究主題等を柱として、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ・ 教育内容の質の向上に向けて、幼児・児童・生徒の姿や各種調査データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ・ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

(2) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会に保護者・地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者・地域との目標・ビジョンを共有した協働活動を推進すること。
- ・ 学校(園)は、外部アンケートを踏まえた自己評価及び中間評価を実施し、教育活動の改善を図ること。
- ・ 学校運営連絡協議会において学校(園)経営に関する意見交換を行い、関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図ること。

(3) 教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 組織的なOJT体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成して

メンタルヘルス対策を徹底すること。

- ・ 服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンスを徹底すること。

(4) 体罰や暴言、不適切な指導の根絶

- ・ 外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を見直すとともに、研修等で、体罰や暴言、不適切な指導は人権侵害であるとの認識を徹底すること。

(5) 教員の人権感覚や危機管理意識の向上

- ・ 人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚や危機管理意識の高揚を図ること。
- ・ 貧困や虐待等の問題について、組織的に対応するとともに関係機関との連携を早期に進めること。

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

職員の自己啓発等休業に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 概要

(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例

別紙1のとおり

(2) 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

別紙2のとおり

4 施行期日

平成31年4月1日

5 区長からの依頼文及び回答文

別紙3のとおり

職員の自己啓発等休業に関する条例概要

1 趣旨

職員の自己啓発等休業（職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加するための休業）に関し必要な事項を定める。

2 申請

職員は、自己啓発等休業の期間及び外国に滞在する事由を明らかにして申請しなければならない。

3 承認

任命権者は、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、自己啓発等休業を承認することができる。

4 期間

3年を超えない範囲内の期間

当初の承認期間と合わせて3年を超えない範囲内で、1回に限り期間の延長が可能

5 対象事由

職員が大学等課程を履修し、又は国際貢献活動に参加することが見込まれる場合

6 大学等教育施設

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

7 外国における奉仕活動

独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域に

おける奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

8 承認の取消し

自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他次に掲げる事由に該当すると認めるときは、自己啓発等休業の承認を取り消す。

- (1) 正当な理由なく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること、又は参加している外国における奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないとき。
- (2) 在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、参加している外国における奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずるとき。

9 施行期日等

平成31年4月1日

自己啓発等休業の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

本条例の制定に伴い、付則で職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正を行う。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「なった職員」の次に「、法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業中の職員」を、「その休職」の次に「、自己啓発等休業」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【新旧対照表】

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| (休職者等の給与) 第24条〔略〕 2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、 <u>法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業中の職員</u> 、 <u>法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員</u> 、 <u>育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員</u> (以下「育児休業中の職員」という。)及び特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その休職、 <u>自己啓発等休業</u> 、 <u>配偶者同行休業</u> 、 <u>育児休業又は大学院修学休業の期間中</u> 、いかなる給与も支給しない。 3 〔略〕 | (同左) 第24条〔略〕 2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、 <u>法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員</u> 、 <u>育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員</u> (以下「育児休業中の職員」という。)及び特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その休職、 <u>配偶者同行休業</u> 、 <u>育児休業又は大学院修学休業の期間中</u> 、いかなる給与も支給しない。 3 〔略〕 |

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

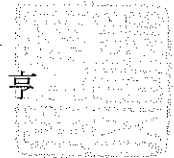
30 墨総法条第17号

平成30年11月16日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第4回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の自己啓発等休業に関する条例

2 提案理由

職員の大学等における修学等を支援し、もって多様化する区民ニーズに対応することができる職員を育成するため、自己啓発等休業の制度を導入することに伴い、職員の自己啓発等休業について定める必要がある。

※ 職員の退職手当に関する条例について、自己啓発等休業制度の導入に伴い、退職手当の算定における除算期間に自己啓発等休業の期間を加える。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第73号

職員の自己啓発等休業に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が3年以上である職員が申請した場合において、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行

うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

（外国における奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める外国における奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして行わなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が特別な事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること、又はその者が参加している外国における奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学

にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している外国における奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している外国における奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員に前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の第2条の規定による申請その他の必要な準備行為については、同日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例(昭和33年墨田区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「なった職員」の次に「、法第26条の5第1項の規定による

自己啓発等休業中の職員」を、「その休職」の次に「、自己啓発等休業」を加える。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例(昭和33年墨田区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項各号列記以外の部分中「第7号」を「第8号」に、「第8号」を「第9号」に改め、同項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。次条第4項において同じ。)の期間

第11条第4項中「要しなかった期間」の次に「、自己啓発等休業をした期間(その期間中の同法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は同項に規定する国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。)」を加える。

(提案理由)

職員の大学等における修学等を支援し、もって多様化する区民ニーズに対応することができる職員を育成するため、自己啓発等休業の制度を導入することに伴い、職員の自己啓発等休業について定める必要がある。

30 墨教庶第 1325 号
平成 30 年 11 月 16 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成 30 年 11 月 16 日付け 30 墨総法条第 17 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員の自己啓発等休業に関する条例

30 墨総法条第16号
平成30年11月16日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第4回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

- 1 提出しようとする条例案名
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 提案理由
職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、一定の期間において給与を支給しない職員に自己啓発等休業中の職員を加える必要がある。
- 3 施行期日
平成31年4月1日
- 4 提出条例案
別紙のとおり



議案第77号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「なった職員」の次に「、法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業中の職員」を、「その休職」の次に「、自己啓発等休業」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、一定の期間において給与を支給しない職員に自己啓発等休業中の職員を加える必要がある。

30 墨教庶第 1326 号
平成 30 年 11 月 16 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成 30 年 11 月 16 日付け 30 墨総法条第 16 号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

30 墨監第 268 号
平成 30 年 11 月 22 日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

| | | | |
|---------|-----|---|---|
| 墨田区監査委員 | 長谷川 | 昌 | 仲 |
| 同 | 福島 | 優 | 子 |
| 同 | 寺田 | 政 | 弘 |
| 同 | 田中 | 邦 | 友 |



平成 30 年度財政援助団体等監査の結果に基づき区長等が講じた措置の
公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
平成 30 年 11 月 22 日
- 3 公表文
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 6 号

平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年11月22日

墨田区監査委員 長谷川 昌 伸

同 福 島 優 子

同 寺 田 政 弘

同 田 中 邦 友



30墨総総第1011号
平成30年10月26日

墨田区代表監査委員
長谷川 昌伸 様

墨田区長 山本 享

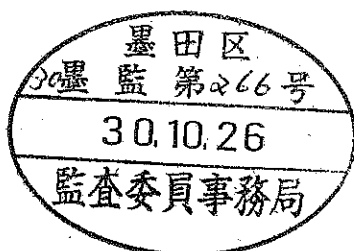


平成30年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置等について (回答)

平成30年9月19日付け30墨監第207号により通知された「平成30年度財政援助団体等監査の結果の取扱いについて (通知)」による指摘事項及び監査委員意見に対して、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

【担当】

総務部総務課庶務係 鈴木 内3802



平成30年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

| 監査結果の内容 | 措置内容 |
|--|---|
| <p>ア 補助金に関するもの</p> <p>(ア)「墨田区私立学童クラブ事業補助金」において、施設維持管理費を誤って計上したため、実績報告書等における補助金執行額が要綱に基づく算定額よりも多く報告されているものがあった。(社会福祉法人興望館、子育て政策課)</p> | <p>ア 補助金に関するもの</p> <p>(ア) 報告書を訂正させ、差額分については、補助金交付団体から返金させる。区においては、根拠に基づいた実績報告書が作成されているかを複数の職員で確認し、同様の誤りを繰り返さないよう事務処理を行っていく。</p> |
| <p>(イ)「墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金」において、定期利用保育事業に係る利用時間ごとの延べ利用児童数を誤って計上したため、実績報告書における実績額が要綱に基づく算定額よりも多く報告されていた。(特定非営利活動法人ワーカーズコープ、子ども施設課)</p> | <p>(イ) 補助金交付団体から契約書と墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業利用状況報告書を提出させ、精査したうえで精算を行う。今後はこのようなことがないよう確認を徹底する。</p> |
| <p>イ 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 指定管理料の精算で、覚書において、平成30年2月末時点における利用料金の収入推計額が年度当初の収入見込額を超える場合は、当該超過額の2分の1に相当する額を、区に返還すると定められているが、収入推計額の算出にあたり、施設の利用料金に計上されていないものがあったことから、超過額が生じないものとして、超過額の返還が行われていなかった。(一般財団法人墨田まちづくり公社、地域活動推進課)</p> | <p>イ 指定管理者に関するもの</p> <p>(ア) 超過額については、指定管理者から返還させる。今後はこのようなことがないよう、双方とも改めて協定書や覚書を確認し、事務処理を行うよう徹底する。</p> |

平成30年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

| 監査結果の内容 | 措置内容 |
|--|--|
| <p>ア 補助金交付団体について</p> <p>「7 監査結果(1)指摘事項ア(ア)」の事例は、補助金交付団体において、実績報告書等に誤った金額を記載して報告したために生じたものである。</p> <p>また、「7 監査結果(1)指摘事項ア(イ)」の事例は、補助金交付団体において内容確認が不十分であったことなどにより、利用状況報告書に誤った利用実績を記載して報告したために生じたものである。</p> <p>これらの誤りをなくすために、補助金交付団体においては、補助金等の執行においてその目的を十分に理解し、補助金交付要綱や交付基準に則った適正な事務処理に努められたい。実績報告の手続においては同様の誤りを繰り返し返さぬよう、一層の確認体制の確保に取り組まれたい。</p> <p>過去に同様の指摘を受けた団体においては、複数の職層にわたる確認体制を敷くことにより、過誤をなくした例も今回の監査で確認されている。</p> <p>所管課においては、他の補助金交付団体が指摘や指導・注意を受けている事例を他山の石とし、所管の補助金を受けている団体に同様の誤りを生じさせることがないよう十分な指導を心がけられたい。区民から預かっている税を根拠とする補助金の公益性の視点に立ち、補助事業の適正な執行を確保するため書類上の審査のみなら</p> | <p>ア 補助金交付団体について</p> <p>補助金交付団体における実績報告の誤り等の指摘事項については、今後、同様の事例が発生することがないよう、所管課の審査体制の一層の強化に努め、指導徹底を図る。</p> <p>補助金のあり方については、補助事業の必要性・効率性等の視点で検証・評価を行い、補助金の適正化を図っていくとともに、補助事業の確認については、単に書類審査に終わらず、実地調査を行い、適正な事業の運営を確保する。</p> <p>また、補助金交付団体においても、補助金交付要綱や交付基準に基づいた事務処理が確保できよう、複数の職層によるチェック体制を敷くなどの方法をとるよう指導する。</p> |

ず、適時適切に実地調査で内容を確認するなど、更なる審査体制の充実に努め、補助金の適正化を図られたい。

イ 指定管理者について

(ア) 協定書等の遵守について

指定管理者制度は、現在の多様化、複雑化する区民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、区民サービスの向上及び管理運営費の削減を図ることを目的に導入され、広く区民に様々なサービスを提供してきたことから、区民からも一定の評価を受けているものと言えらる。

しかしながら、昨年までの指定管理者に係る監査結果の中で、協定書等に定められた施設の管理運営が適正に行われているかについて、指導・注意等を行ってきたところであるが、今回の監査においても、自主事業を行う際及び指定管理業務の一部を第三者に委託する際の事前承認を受けていない事例、備品の適切な管理・報告が行われていない事例等が見受けられた。このように指導・注意等を行ってきたにもかかわらず、不適切な管理運営が未だに多数存在していることは甚だ遺憾であると言わざるを得ない。

指定管理者制度の導入から十数年が経過し、制度に対する慣れもあつてか基本を忘れ、所管課と指定管理者双方に協定書や覚書の内容を十分理解していないことがあるのではと思わせる点もある。所管課は管理運営を指定管理者に任せると、事業に対する責任を十分に自覚している必要があり、日常の運営がうまくいくことだけに気をとられず、協定書等のおり管理運営が行われるよう十分な当事者意識を保持しているべきであると考えらる。今後とも両者間で協議や

イ 指定管理者について

(ア) 協定書等の遵守について

今回の監査において、区の事前承認を受けずに自主事業や第三者委託が行われていた事例等について、繰り返し指導・注意を受けたことは極めて遺憾なことである。

所管課と指定管理者双方が指定管理者制度の基本を十分に理解していないのではないかとこの監査委員意見を踏まえ、平成30年10月19日付け30墨企行第90号「指定管理者に対する適切な指導・監督の徹底について」により依命通達を行い、各施設所管部において、昨年度末に策定した「墨田区指定管理者制度ガイドライン」や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づき、指定管理者に対する指導・監督を徹底するよう改めて指示した。

今後は、協定書等のおり管理運営が行われるよう、定期的な打合せやモニタリングなどを通じて確認をしていくよう徹底する。

報告に遺漏がないか、指定業務が適切に行われているかを、定期的な打合せやモニタリングなどを通じて確認し、同様の事例が発生することがないよう申し述べる。

(イ) 指定管理料について

今回指摘した「7 監査結果(1) 指摘事項イ(ア)」の事例は、指定管理料の返還に係る精算について、利用料金の収入推計額の計算が指定管理者により適切に行われていなかったことから、これにより本来必要であった指定管理料の返還が行われていなかったものである。

所管課は、指定管理者から提出された指定管理料の収支報告書等について、漏れにすることなく、その内容及び金額の精査、点検・確認を徹底する必要がある。

また、昨年度の監査委員意見でも述べているところであるが、指定管理料に含まれている指定業務の遂行に必要な法人本部等に係る経費いわゆる本部経費について、今回の監査においてもいくつかの指定管理者に聴取を行ったところ、各団体の本部経費計上の有無や算定方法が多様であることを再認識した。所管課においては、指定期間を通じて、この経費が必要不可欠な経費であり、合理的な根拠をもって説明可能であるかについても注視されたい。

なお、区においては、区政運営の透明性を確保するために、本部経費の計上に関して、その算出根拠や支出内容の明示などの統一的な考え方について検討されたい旨、改めて申し述べる。

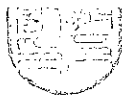
所管課においては、指定管理者選定時に、事業者に指定管理料(提案額)の積算根拠をより明確にさせ、指定管理者から毎年度提出される指定管理料の収支が、選定時の積算根拠に基づいた適切な内容

(イ) 指定管理料について

所管課に対して、事業報告書及び収支報告書の確認における必要な視点、方法等について周知を行い、指定管理業務の適切な履行の確認を徹底する。

また、指定管理者制度の運用における透明性を確保するため、指定業務に係る収支の計画や報告における経費の科目を精査し、本部経費等についても明確にするよう指導する。また、指定管理料における本部経費等の計上に関する基準の策定については、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」の改定に向けて検討する。

となっているかについて確認されたい。さらに、指定期間の満了時には、指定期間全体の収支分析を十分に行い、指定管理者制度の適切な活用を図られたい。



30墨教庶第1171号

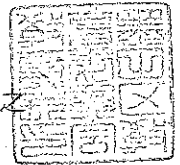
平成30年10月23日

墨田区代表監査委員

長谷川 昌 伸 様

墨田区教育委員会教育長

加 藤 裕 之



平成30年度財政援助団体等監査の結果の取扱いについて（報告）

平成30年9月19日付け30墨監第207号により通知のあったこのことについて、
別紙のとおり措置を講じたので報告します。

【担当】

教育委員会事務局

庶務課庶務・教職員担当

齋藤（内線5103）



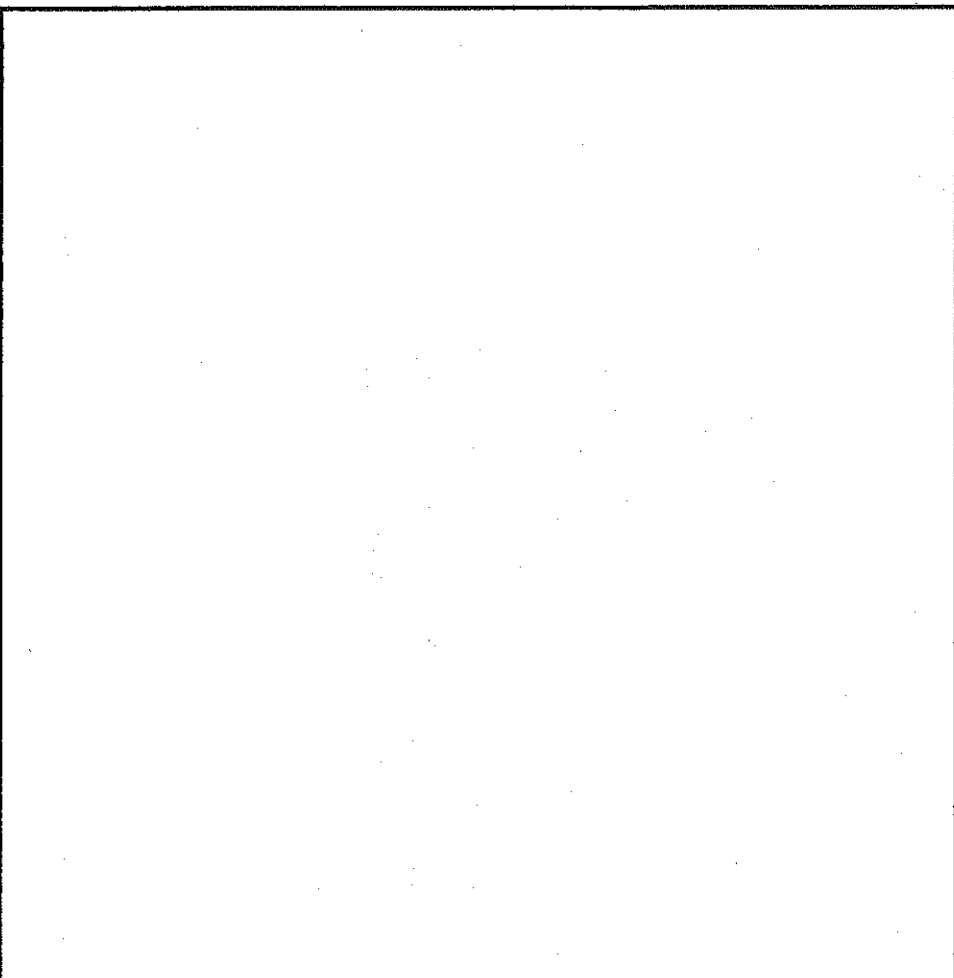
平成30年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

| 監査結果の内容 | 措置内容 |
|---|---|
| <p>イ 指定管理者について</p> <p>(ア) 協定書等の遵守について</p> <p>指定管理者制度は、現在の多様化、複雑化する区民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、区民サービスの向上及び管理運営費の削減を図ることを目的に導入され、広く区民に様々なサービスの提供してきたことから、区民からも一定の評価を受けているものと言える。</p> <p>しかしながら、昨年までの指定管理者に係る監査結果の中で、協定書等に定められた施設の管理運営が適正に行われているかについて、指導・注意等を行ってきたところであるが、今回の監査においても、自主事業を行う際及び指定管理業務の一部を第三者に委託する際の事前承認を受けていない事例、備品の適切な管理・報告が行われていない事例等が見受けられた。このように指導・注意等を行ってきたにもかかわらず、不適切な管理運営が未だに多数存在していることは甚だ遺憾であると言わざるを得ない。</p> <p>指定管理者制度の導入から十数年が経過し、制度に対する慣れもあってか基本を忘れ、所管課と指定管理者双方に協定書や覚書の内容を十分理解していないことがあるのではと思わせる点もある。所管課は管理運営を指定管理者に任せとも、事業</p> | <p>今回の監査において、指定管理業務の一部を第三者に委託する際の事前承諾を得ていない事例があったことについて、指導・注意を受けたが、これは、施設設置者の指定管理者に対する適切な指導・監督が十分でなかったことによるものであり、このことについて教育委員会として真摯に受け止め、早急に所管課において当該事例に対する是正対応を講じるとともに、改めて指定管理者に対して指導を行った。</p> <p>今後はこのような不適切な事務処理事例を未然に防ぐために、所管課による積極的なモニタリングの実施、指定管理者との定期的な連絡会議等を通じて、協定書や覚書に基づき正確な履行の確認、また、指定管理者が提出した事業計画書等に基づき適正な公共サービスの提供や施設維持管理・運営業務等の実施状況に対する指導・監督を徹底するとともに、両者間において認識や判断に錯誤が無いよう努める。</p> |

に対する責任を十分に自覚している必要があり、日常の運営がうまくいくことだけに気をとられず、協定書等のおおき管理運営が行われるよう十分な当事者意識を保持しているべきであると考えます。今後も両者間で協議や報告に遺漏がないか、指定業務が適切に行われているかを、定期的な打合せやモニタリングなどを通じて確認し、同様の事例が発生することがないよう申し述べます。



平成30年12月7日
教育委員会報告
庶務課

第8回税に関する絵はがきコンクール入賞者に対する表彰状の交付について

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、下記のとおり教育委員会賞を授与したので報告する。

- 1 事業名
第8回税に関する絵はがきコンクール
- 2 主催者
公益社団法人本所法人会女性部会及び公益社団法人向島法人会女性部会
- 3 開催日
平成30年11月13日から11月30日まで
- 4 会場
墨田区役所ロビーアトリウム 外
- 5 受賞者
(1) 本所法人会
大澤 蒼万(おおさわ あおば)
(2) 向島法人会
鵜澤 春陽(うざわ はるひ)
- 6 根拠規定
墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第2条第1項第5号

平成30年12月7日
教育委員会報告
庶務課

寄付者への感謝状の贈呈について

1 趣旨

錦糸小学校に対し、オールウェイズ・インターナショナル株式会社 代表取締役 宇野 敏明（うの としあき）氏から、開校100周年記念として宮太鼓の寄付があったため、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第1号の規定により、寄付者に対して感謝状を贈呈し、感謝の意を表する。

2 交付対象者

オールウェイズ・インターナショナル株式会社
代表取締役 宇野 敏明 氏

3 寄付物件及び価格

宮太鼓 1台
100,000円

4 交付主体

墨田区教育委員会教育長

5 交付日

平成30年12月4日



寄贈品写真

学校歯科医の退任に伴う感謝状の贈呈について

1 主旨

平成 30 年 10 月 29 日にご逝去された学校歯科医に対し、墨田区教育委員会感謝状交付基準に基づき感謝状を贈呈する。

2 退任者

| 退任者 | 職名 | 学校名 | 勤続年数 | 死亡年月日 | 年齢 |
|-------|-------|-------|------|-------------------|------|
| 熊谷 京一 | 学校歯科医 | 曳舟幼稚園 | 36 年 | 平成 30 年 10 月 29 日 | 71 歳 |

3 交付主体

墨田区教育委員会

4 交付年月日

平成 30 年 10 月 29 日

5 感謝状贈呈理由

(1) 墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱

第 2 条 (2) 「教育事業に尽力すること 3 年以上にわたるとき」

(2) 感謝状交付基準要綱細目基準

細目基準 4 号 「学校医等が退任又は死亡したとき」

平成 30 年度 学校歯科医の委嘱発令について

1 委嘱者

| 委嘱者 | 職名 | 学校名 | 委嘱年月日 | 年齢 |
|-------|-------|-------|------------------|------|
| 熊谷 京子 | 学校歯科医 | 曳舟幼稚園 | 平成 30 年 11 月 1 日 | 38 歳 |

2 発令年月日

平成 30 年 11 月 1 日

3 委嘱期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

4 発令主体

墨田区教育委員会

5 委嘱の根拠

学校保健安全法第 23 条

わんぱく砦の改修工事に伴う わんぱく広場及びわんぱく砦の休園について

1 目的

公共施設マネジメントによるわんぱく砦の改修工事に伴い、来園者の安全確保の観点から、わんぱく広場及びわんぱく砦を工事期間中休園とする。

2 工事期間(休園期間)及び工事概要

第一期工事 平成30年12月1日(土)から平成31年2月8日(金)まで
わんぱく砦外壁工事、わんぱく砦屋上防水工事

第二期工事 平成31年2月11日(月)から平成31年2月28日(木)まで
わんぱく砦屋上防水工事、空調機械設備工事

3 区民への周知

区のお知らせ11月21日号及びホームページ(11/8～)に掲載済みである。

インフルエンザの発生状況（平成 30-31 年シーズン）

1 概況

東京都内では、平成 30 年 9 月 11 日に今シーズン最初のインフルエンザ様疾患による学級閉鎖が実施された。しかし東京都ではインフルエンザの流行期となる基準値を上回っていないため（11 月 30 日現在）流行期を迎えていない。（昨年は平成 29 年 11 月 30 日に流行期開始を発表）

インフルエンザの流行期基準値とは、感染症発生動向調査における定点医療機関あたりの報告数が 1.0 を上回った場合に流行期となり発表される。

2 都の検査情報（健康安全研究センター発行：インフルエンザ情報第 4 号より）

感染症発生動向調査事業により、4 4 ~ 4 5 週に定点医療機関から東京都健康安全研究センターに搬入された 7 検体からは、インフルエンザ A 型は 4 件（AH1pdm09 が 3 件、AH3 亜型が 1 件）検出されています。

AH1pdm0 9：2009 年に新型インフルエンザと呼ばれて流行したウイルス

AH3 亜型：A 香港型

3 墨田区の状況

（1）学級閉鎖等の発生

本区における今シーズンの学級閉鎖等の初発は、平成 30 年 12 月 4 日～5 日に第三寺島小学校で 1 年生（2 クラス）の学年閉鎖及び 2 年 1 組の学級閉鎖を実施した。昨シーズンは平成 29 年 11 月 29 日～30 日に両国小学校（3 年 1 組）の学級閉鎖実施が初発であった。

（2）墨田区における昨シーズン（平成 29-30 シーズン）の発生状況

| 対応状況 | | 小 学 校 | 中 学 校 |
|------|-----|---------|---------|
| 学校閉鎖 | 学校数 | 1 校 | 0 校 |
| | 学年数 | 7 学年 | 0 学年 |
| 学級閉鎖 | 学校数 | 2 0 校 | 1 校 |
| | 学級数 | 7 2 クラス | 1 クラス |
| 時間短縮 | 学校数 | 6 校 | 4 校 |
| | 学級数 | 2 1 クラス | 3 1 クラス |

学校閉鎖：外手小学校（平成 30 年 1 月 18 日～1 月 20 日）

4 その他

今後のインフルエンザ流行による学級閉鎖等の状況につきましては、委員の皆様には昨年同様メールにて裏面の内容を送付いたします。

インフルエンザ等集団発生状況(平成30-31年シーズン)について

1 臨時休業(学級閉鎖)

平成30年12月3日現在

| 報告 受理日 | 学校名 | 年組 | 在籍 者数 | 発生状況 | | | | | 休業が 必要な期間 |
|-----------|-------|-----|----------|--------|--------|-------|--------|--------|--------------|
| | | | | 欠席 | A型 | B型 | 発熱 | その他 | |
| 12月3日 | 第三寺島小 | 1学年 | 44名 | 欠席 18名 | A型 5名 | B型 0名 | 発熱 11名 | その他 2名 | 12月4～5日 |
| 12月3日 | 第三寺島小 | 2-1 | 28名 | 欠席 12名 | A型 10名 | B型 0名 | 発熱 2名 | | 12月4～5日 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |